

生徒手帳

2025



新潟県立柏崎高等学校

〒945-0065

新潟県柏崎市学校町4番1号

TEL (0257) 22-4195 (代)

FAX (0257) 21-2836

<http://www.kashiwazaki-h.nein.ed.jp/>

教 育 目 標

- 1 能動的な学習をすすめ、論理的思考力と個性的創造力に富む人間を育成する。
- 2 伝統を負う団体の一員として、また平和な国家社会の形成者として責任を自覚しつつ、自己実現の努力を惜しまない、品位の高い人間を育成する。
- 3 体育スポーツに親しみ、積極的に体力の充実をはかり、自信をもって学校生活を送ることのできる気魄ある人間を育成する。

目 次

1. 校 歌	4
2. 応 援 歌	6
3. 沿 革	8
4. 新潟県立柏崎高等学校学則	10
5. 成績評価・単位認定規程	15
6. 考査時の留意事項	18
7. 生 徒 心 得	19
8. 年 間 行 事	23
9. 校 時 表	23
10. 親 友 会 規 則	24
11. 親友会規則細則	26
12. 親友会会議議事規則	30
13. 服装自由化宣言	33
14. 校舎配置図	34

1. 校 歌

中西 利徳 作詞

村山沼一郎 作曲

1. 米峰^よ突^つ兀^つ 雲^を貫^き
み空^にに^ふが^く 玉^き芙^ろ蓉^を
嗚^あ呼^い 麗^しく 嗚^あ呼^い高^し
く^らべ^ても^も見^む 我^が校^や

2. 怒^こ濤^う澎^{ほう}湃^{はい} 天^を衝^き
逆^{さか}卷^き寄^する 日^本海^を
剛^こ毅^う勇^{ゆう}健^{けん}誠^{せい}実^{じつ}の
我^等が^い意^い気^きを^ここ^に見^よ

3. 義^ぎ侠^{ぎやく}に^い勇^{ゆう}み 武^ぶに^い強^かく
威^い風^{ふう} 天^下を^こ靡^かせる
霜^{しも}台^{たい}公^{こう}が^は旗^{はた}あ^げし
仰^あげ 米^い山^{さん} その^い旧^{きう}跡^{せき}を

4. 右^{ゆう}文^{ぶん}尚^{しょう}武^ぶ 勤^{きん}儉^{けん}に
重^{おも}き^じ責^{せき}任^{にん} 尽^{つく}く^され^し
楽^{らく}翁^{うおう}公^{こう}が^は旧^{きう}治^ち蹟^{せき}
汲^ひめ 白^{はく}河^がの^はその^は流^り

5. 霜^{しも}凜^{りん}烈^{れつ}の 朝^あま^だき
雪^{ゆき}繚^{りょう}乱^{らん}の 夕^ゆま^ぐれ
守^{まも}れ^や 規^き律^{りつ} 嚴^{げん}か^に
踏^ふみ^なら^して^よ 我^が健^{けん}児^い

6. 蛍を集め 雪を積み
 弥いそしみて 身を照らせ
 世は 我が起つを 待てるなり
 何処 飛躍の地 ならざる

7. 謳ひて祝がむ 諸共に
 葉守の神の 柏木の
 常盤堅磐に 色そひて
 根ざし揺るがぬ 我が校や

Alla Marcia ♩ = 88

べ いほ う と っこつ く もを ぬ き
 み そら に 系 がく ー ぎよ くふ よ う
 あ あう る は しく あ あた か し ー
 く らべ て も みむ わ がこ う や

2. 応 援 歌

首途かどの歌

小熊 健吉 作詞

1. ああ壟断りゅうだんの柏城かしらに 凱歌がいがを奏せん秋は来ぬ
碧羅せいらの天あまにそびえ立つ 翠巒すいれん深き米峰まいほうも
怒濤ぬたうさかまく荒海あらいも われらが首途かどを祝ふなり
2. 春柏城はるかしらの朝あさまだき 勇める駒うまに鞭むちうちて
征途しんじゆにのぼるわが勇士ゆうし 意気いきこそ高き抜山ぬきやまの
肉にくもり上る腕うでには 破邪はじゃの剣けんを握るなり
3. 見よ天日あまひも輝きぬ 打ちて進まん銅鑼どうらの音
竜虎りゆうこの狂う修羅場しゆらばに 戦雲せんうん低くくだるなり
ああ戦へやわが勇士ゆうし 霸権はけんを握らん秋は来ぬ

ああ天日の

1. ああ天日の輝きに 柏の森の春深く
剛毅ごうぎに富める柏高かしらたかの 光と輝く応援旗
2. 聞かずや見ずや堅軍けんぐんの 日頃鍛へし鉄腕てつうでを
ためさん時は今なるぞ 振へや振へやわが選手

前途の希望

1. 前途の希望胸にこめ

柏の森の一角に

籠もれる健児の血は燃えて

覇権を握らん時は来ぬ

2. 蚊竜ひそむ百十年

その技を磨きし柏高の

今日出陣の晴れ舞台

立てや選手立て勇士

いざ戦はん

足立 酉三 作詞

1. いざ戦はん時こそ来たれ

柏高の健児腕鳴り血湧く

いでやいで戦はんかな

優勝の旗わが物なるぞ

2. 山抜かんずる阿修羅の腕に

渾身この胆万折不撓

豈易く彼等が腕を

振ふままに振はしめんや

3. 敵破れたり正義の腕に

勝利の旗わが手に帰せり

覇権を握る血気の一団

聞けやわが凱歌の歌を

3. 沿 革

- 明治33 (1900) 3. 30 新潟県立高田中学校柏崎分校として開校。
4. 21 柏崎町田町福厳院本堂を仮校舎に授業開始。3学級 (130名)
11. 20 柏崎町砂浜に校舎新築 (488坪) 校地 (6,004坪)
- 34 (1901) 4. 20 第1回創立記念式を挙行、爾後この日を創立記念日とする。
- 35 (1902) 2. 26 新潟県立柏崎中学校と改称。
- 43 (1910) 4. 20 創立10周年記念式挙行。
- 大正 4 (1915) 4. 20 創立15周年記念式挙行。
- 12 (1923) 5. 5 創立20周年記念式挙行。
- 13 (1924) 7. 22 校舎全改築工事起工。
12. 25 校舎改築第1期工事竣工。
- 14 (1925) 10. 16 校舎改築第2期工事竣工。
- 昭和 4 (1929) 3. 21 寄宿舍閉舎。
- 5 (1930) 4. 18 校舎改築第3期工事竣工。改築完了 (1,110坪)
9. 20 創立30周年記念式挙行。屋外運動場拡張の記念事業 (7,789坪)
- 15 (1940) 9. 23 創立40周年記念式挙行。
- 23 (1948) 4. 1 学制改革で新潟県立柏崎高等学校と改称。
6. 1 定時制課程 (夜間部) 併設。
- 25 (1950) 4. 1 男女共学開始。女子生徒37名入学。
10. 1 創立50周年記念式挙行。
- 32 (1957) 1. 21 音楽室等北校舎の増築工事竣工。
- 33 (1958) 3. 28 独立図書館竣工。
- 35 (1960) 4. 20 校歌の石碑建立。
10. 9 創立60周年記念式挙行。「回顧六十年」、同窓会名簿発刊。
- 37 (1962) 12. 16 ピロティ式体育館竣工。
- 38 (1963) 5. 11 25Mプール竣工。
- 42 (1967) 2. 21 体育館ステージ・付属屋舎竣工。
- 45 (1970) 10. 24 創立70周年記念式挙行。「回顧七十年」、同窓会名簿発刊。
- 49 (1974) 4. 1 県立柏崎農業高校小国分校、当校に移管。
- 53 (1978) 6. 25 校舎全改築工事起工。
- 54 (1979) 3. 31 校舎改築第1期工事 (管理普通教室棟の一部) 竣工。
- 55 (1980) 3. 31 校舎改築第2期工事 (管理普通教室棟の残部) 竣工。
昭和54年度スポーツ年間最優秀校として表彰 (男子の部)
11. 1 創立80周年記念式挙行。「回顧八十年」、同窓会名簿発刊。
- 56 (1981) 6. 30 校舎改築第3期工事 (特別教室棟) 竣工。
- 57 (1982) 3. 30 校舎改築第4期工事 (小体育館) 竣工。
6. 29 創立80周年記念事業として、AVシステム・記念文庫・相談室設備・
体育館暗幕・前庭、中庭整備・教室施設等充実。
9. 1 旧図書館を学芸部々室として仮改造。
- 63 (1988) 3. 30 昭和62年度スポーツ年間最優秀校として表彰 (男子の部)
- 平成元 (1989) 3. 10 初代柏中校長渡辺文敏先生御遺族の寄贈による渡辺文敏文庫設立。

4. 1 1 学年 8 学級募集となり、1 学級増となる。(単年度措置)
- 2 (1990) 9. 30 創立90周年記念事業として中庭の造園整備。
11. 5 創立90周年記念式挙行。記念講演会。「回顧90年」、同窓会名簿発刊。
- 4 (1992) 3. 13 セミナーハウス(米峰会館)竣工。
- 6 (1994) 3. 24 可動式上屋付25Mプール竣工。
- 8 (1996) 3. 28 部室竣工。
- 10 (1998) 4. 1 1 学年 6 学級募集となり、1 学級減となる。(単年度措置)
10. 1 創立百周年記念事業募金開始。
- 11 (1999) 4. 1 1 学年 6 学級募集となり、1 学級減となる。
- 12 (2000) 11. 5 創立百周年記念式典挙行。記念講演会。「回顧100年」、同窓会名簿発刊。
- 13 (2001) 4. 1 普通コース、探究コース設置。
- 14 (2002) 4. 1 1 学年 7 学級募集となり、1 学級増となる。(単年度措置)
- 15 (2003) 3. 22 第75回選抜高等学校野球大会に21世紀枠として出場。
4. 1 第1 学年が1 学級減で、6 学級編成になる。
11. 25 創立百周年記念モニュメントの除幕式を挙行。職員玄関に校名版、生徒玄関に校章を設置。
- 16 (2004) 1. 31 野球部屋内練習場竣工。
3. 25 第75回選抜高等学校野球大会出場記念植樹。
7. 15 第75回選抜高等学校野球大会出場記念碑の除幕式を挙行。
9. 26 大体育館改修・補強(耐震)工事竣工。
9. 29 大体育館舞台諸幕取替工事竣工。
- 17 (2005) 4. 26 ピロティ柱防護マット設置工事竣工。
- 19 (2007) 4. 1 理数コース1 学級設置、普通科5 学級と合わせて1 学年 6 学級編成となる。
7. 16 新潟県中越沖地震が発生し、震度6 強を記録する。震災に伴い6 日間臨時休校とする。
- 20 (2008) 4. 1 文部科学省スーパーサイエンスハイスクールに指定される。
4. 1 1 学年 5 学級募集となり、1 学級減となる。(単年度措置) 南舎大規模改修工事開始。
- 22 (2010) 11. 6 創立百十周年記念式典挙行。記念講演会実施。南舎大規模改修工事竣工。
- 23 (2011) 北舎大規模改修工事開始。
- 24 (2012) 北舎大規模改修工事竣工。
12. 27 韓国新道林(シンドリム)高等学校と姉妹校提携。
- 25 (2013) 4. 1 文部科学省スーパーサイエンスハイスクール「実践型」に指定される。
- 26 (2014) 4. 1 1 学年普通科が1 学級減で、5 学級編成になる。
- 30 (2018) 4. 1 文部科学省スーパーサイエンスハイスクール「実践型」に指定される。
- 1 学年普通科5 学級募集となる。
- 令和 2 (2020) 10. 23 創立百二十周年記念式典挙行。
- 6 (2024) 4. 1 文部科学省スーパーサイエンスハイスクール「文理融合基礎枠」に指定される。

4. 新潟県立柏崎高等学校学則

第1章 総則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条に基づいて、本校の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置、課程)

第2条 本校の名称、位置、課程は次のとおりとする。

名 称	新潟県立柏崎高等学校		
位 置	本 校	新潟県柏崎市学校町4番1号	
課 程	全日制の課程	昼	普通

(修業年限と収容定員)

第3条 本校の修業年限と収容定員は、次のとおりとする。

課 程	修業年限	収 容 定 員
全日制	3 年	新潟県教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

(学年、学期、授業終始)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律に規定する休日	
(2)日曜日及び土曜日	
(3)夏季休業日	7月25日から8月24日まで
(4)冬季休業日	12月26日から1月6日まで
(5)学年末休業日	3月21日から3月31日まで
(6)学年始休業日	4月1日から4月6日まで
(7)新潟県公立高等学校入学者選抜の「学力検査(一般選抜)」が行われる日	
(8)そのほか、委員会が認めた日	

2 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、委員会の承認を得て前表の休業日を変更することができる。

- 3 校務の運営上、特に必要があると認めるときは、校長は委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第6条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業日時数及び生徒の指導

(教育課程、授業日時数)

第7条 本校の教育課程と授業日時数は、学習指導要領の基準及び委員会が別に定める基準によって、別表のとおりとする。

- 2 前項の別表は、毎学年の初めにおいて校長が定める。

(修学旅行)

第8条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし、5泊6日(車中泊を含む)以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第9条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席、欠課等)

第10条 生徒が、欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(対外行事への参加)

第11条 生徒が文化・体育関係等の対外行事に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第12条 校長は、生徒が感染症にかかり、もしくはそのおそれのある生徒があるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価、単位の認定及び卒業

(成績の評価、単位の認定)

第13条 成績の評価、単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

- 2 成績の評価、単位の認定については、校長が別に規程を定める。

(卒業証書及び単位修得証明書)

第14条 校長は、本校の所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

- 2 校長は、単位を認定したときは、必要に応じ所定の単位修得証明書を交付する。

第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学資格)

第15条 本校に入学することのできる者は、下の各号の一に該当するものとする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者

(入学志願の手続き)

第16条 入学を志願する者は、所定の入学願書に、入学審査料を添えて、出身学校長を経て、校長に願出しなければならない。

- 2 出身学校長は入学を志願する者の調査書及びその他必要な書類を、校長に送付しなければならない。

(入学者の選抜)

第17条 入学者の選抜は、校長が、これを行う。

- 2 選抜を行うに当たっては、出身学校長から送付された調査書、その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績を資料とする。
- 3 学力検査は、委員会の定めるところによって行う。

(入学許可)

第18条 入学は、校長が、これを許可する。

(入学の手続き)

第19条 入学を許可された者は、入学後に誓約書と住民票を提出しなければならない。

(保護者等)

第20条 保護者は、本校に対して、未成年者である生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

- 2 生徒が成年年齢に達するまで保護者であった者は、生徒が成年年齢に達した後も引き続き学校と連携し、生徒の健全育成に努めるものとする。
- 3 保護者（前項に定める者を含む。）の住所又は氏名等を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。

(転学)

第21条 生徒が、転学しようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、他の高等学校から転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

(留学)

第22条 生徒が、外国の学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

- 2 前項の願出のあったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

- 3 校長は、第14条の第1項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(附則 平成22年7月2日一部改正)

- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

第23条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするとき、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1年以上1年以内の期間で休学を許可するものとする。
- 3 休学が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

(復学)

第24条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

第25条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

- 2 いったん退学をした生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも再入学の理由を校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可する。

(編入学)

第26条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学を志願する者がある場合には、その者が、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認めたときに、これを許可する。

(成年者に係る手続)

第27条 生徒が成年者である場合における第21条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。

第6章 生徒の表彰及び懲戒

(表彰)

第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第29条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。

- 2 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 第2項の退学は、下の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
 - 5 第2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

第7章 校務分掌

(校務分掌)

第30条 本校の校務分掌は、別表のとおりとする。

- 2 前項の校務分掌は、毎学年の初めに校長が定める。

第8章 授業料等及び入学考査料

(授業料、入学料及び入学考査料)

第31条 授業料、入学料及び入学考査料の徴収は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

- 2 授業料は、毎月25日までに納付しなければならない。

(授業料等の未納)

第32条 授業料又は入学金（以下「授業料等」という。）を延滞し、督促を受けてもなお納付しない者があるときは、新潟県財務規則に定める手続きによる。

(授業料等未納者に対する措置)

第32条の2 授業料等の未納者に対する出席停止又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

(授業料等の減免)

第33条 授業料等の減免は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

5. 成績評価・単位認定規程

第1章 総則

(規程制定の趣旨)

第1条 この規程は、新潟県立柏崎高等学校学則第13条の2に基づいて、成績の評価および単位の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評定基準

(学習評価資料)

第2条 評価は考查成績、平素の学習成績及び評価の観点、出席状況等による総合評価とする。

2 基準の細目については各教科で別に定める。

(評価・評定方法)

第3条 各学期、学年末共に原則として出席しなければならない時数の2/3以上の出席した者に100点法を用いて評価する。学年末は合わせて5段階法によって評定する。

(科目平均点)

第4条 学期末・学年末評価の科目平均点は60～70点程度とする。

(5段階評定)

第5条 100点法から5段階評定への換算は、次の表のとおりとする。

100点法	5段階評定
80～100	5
65～79	4
50～64	3
40～49	2
0～39	1

(定期考查を欠いた場合の評価)

第6条 定期考查を欠いた生徒の評価は次のように行う。

- (1) 同一学期の定期考查の一方を欠いた場合、1、2学期では中間または期末考查のいずれか受験した考查の8割程度を、3学期においては1、2学期の平均の8割程度を見込点として充当する。但し、3学期の中間試験を実施する科目については1、2学期の取り扱いに準ずるものとする。
- (2) 1学期または2学期において同一学期の中間及び期末考查の両方を欠く場合であっても他の学習評価資料に基づいて評価する。
- (3) 故意に考查を欠いた場合、その考查は0点とする。
- (4) 実技、提出物、作品等の資料を欠いた場合、またそれらに不正があった場合の評価の基準については、各教科で別に定める。

(考查時の不正行為)

第7条 定期考查において不正行為をなした者については、その定期考查に実施された全科目を0点とする。

2 追認考查において不正行為をなした者はこれに準ずる。

第3章 追認考査

(追認考査)

- 第8条 学年末評価において39点以下の科目を有する者については、その科目が3科目以内であることを条件として、1、2年生は3月中旬に、3年生にあつては別に期日を定め追認考査を実施する。但し、出席時数が出席しなければならない時数の2/3未満で不足時数の補充が成績会議で認められない科目のある者は受験できない。
- 2 追認考査で合格と認定された科目の学年末評価は、40点に訂正する。

(追認考査を受けることのできなかつた者の措置)

- 第9条 追認考査を受けることのできなかつた者についての措置は、成績会議で審議する。

第4章 単位認定基準

(単位認定基準)

- 第10条 各科目の単位認定は次の(1)及び(2)の条件を満たした者とする。

- (1) 出席しなければならない時数の2/3以上を出席した者。
但し、転入転籍者については、転入(転籍)前と転入(転籍)後の出席時数を加算することとする。
- (2) 学年末評価が40点以上の者。
- 2 「総合的な探究の時間」については、出席しなければならない時数の2/3以上を出席し、評価をうけた者。
- 3 次の理由による欠席は出席しなければならない日数・時数から除く。
- ア 忌引きによる欠席
(父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、伯叔父母1日、同一家族にある親族1日)
- イ 感染症などの罹患による出席停止

(出席時数を欠く場合の措置)

- 第11条 病気等により出席時数の条件を欠く場合には、その都度成績会議で審議し指導措置を決定する。

第5章 進級・卒業認定基準

(進級認定基準)

- 第12条 当該学年における全単位を修得した者には、校長は進級を認定する。

(卒業認定基準)

- 第13条 本校所定の全単位を修得した者には、校長は卒業を認定する。

第6章 原級留置

(原級留置者)

- 第14条 次の(1)～(7)に該当する者は、成績会議で原級留置者とする。

- (1) 学年末評価において39点以下の科目を4科目以上有する者。
- (2) 第11条による審議の結果、出席時数不足とされた者。
- (3) 第10条の(1)・第12条の条件を欠いた者。
- (4) 追認考査の結果、不合格科目を有する者。

- (5) 追認考査を受験せず、単位不認定科目を有する者。
- (6) 追認考査で不正をなした者。
- (7) 第9条による審議の結果、原級留置とされた者。

(原級留置者の措置)

第15条 原級留置者が引き続き本校に在籍する場合は、その年度において修得した全単位を無効とする。

6. 考査時の留意事項

生徒への留意事項

1. 総則

学級担任・教科担当・考査監督からの考査に対する意義および諸注意に従い、全力を尽くす。

2. 考査開始前の留意事項

- ①SHR終了時には、自分の席の机の中を片付けて、空の状態にしておく。
- ②廊下側の最前列より、出席番号順に着席する。
- ③考査開始前に、教科書・ノート・プリント類などをカバンに入れて、廊下へ置く。
- ④配付時間開始のチャイムが鳴る前に着席している。

3. 考査中の留意事項

- ①考査は開始のチャイムで始め、終了のチャイムで終わる。終了のチャイムで記入をやめ、筆記用具を机の上に置く。
- ②考査監督の先生の指示に従う。
- ③正当な理由もなく、途中退出および中座してはならない。
- ④不正行為と疑われる行為をしてはならない。
- ⑤下敷きの使用は認めない。
- ⑥外部と通信できる機器や記憶機能が付いている機器を時計として使用しない。
例：携帯電話、スマートフォン、英単語機能付き腕時計など
- ⑦筆記用具・定規の貸し借りをしてはならない。
- ⑧考査中は、ひざ掛けを使用してはいけない。

4. 考査後の留意事項

自分の考査が終了しても、他学年・他学級が考査を受けている場合は、迷惑にならないよう行動する。特に、教室・廊下・階段での会話は控える。

5. 考査中にトイレに行きたくなった場合、考査監督の先生に申し出る。

6. 保健室受験について

- ①原則として、認めない。
- ②予め申し出た形態での保健室受験は、原則として認めない。
- ③生徒は、教室内で体調が悪くなったら、考査監督の先生に申し出る。
- ④その考査時間以降、保健室受験を継続することは、原則として認めない。原則としては、その考査終了後は、教室に戻るか、早退するかになる。

7. 生徒心得

第1章 校内生活の心得

1. 積極的に「挨拶」をする。
2. 8時20分までに登校（着席）する。
3. 欠席・公欠・遅刻・早退・欠課は、必ず事前にクラス担任に連絡する。
(1) 当日の欠席・遅刻については、保護者が学校へ8時10分までに連絡する。
4. 授業について
(1) 始業後5分経っても授業担当者が来ないときには、週番は必ず職員室に連絡を取り、指示を得ること。
5. 自習時間について
(1) 学習場所は、授業担当者か監督者の指示により、授業時の教室か指示された場所とする。
(2) 放課の時間になるまでは、定められた場所で課題学習または自主学習をする。
(3) 自習時間は静かにして、他の生徒や他の教室に迷惑をかけないようにする。
(4) 自習時間も学習時間である。部室・廊下へ行ってはならない。
6. 登校後の外出について
(1) 原則として外出は禁止する。止むを得ず外出しなければならないときは、クラス担任に申し出て事由を明らかにし、許可を得なければならない。（「外出許可証」を携行する。）
7. 昼食について
(1) 昼食のための外出はしない。
8. 休み時間は健康的に過ごす。
(1) 休み時間は、学習準備・教室移動・気分転換の時間であり、高校生らしい過ごし方を考える。マンガ、トランプ・ゲームなどで過ごしてはならない。
9. 携帯電話・スマートフォンについて
(1) 学校内での使用を禁止する。放課後、家庭に連絡する場合のみ、生徒玄関外での使用を許可する。
(2) 授業時間は電源を切る。
(3) 歩行中・運転中の使用はしない。
(4) 携帯電話・スマートフォンに絡んだトラブルに注意する。
10. 各集会・大清掃・学校行事には全員が参加する。
(1) 勝手に教室に残ったり、早退したりしない。各種会議を含め、集合時刻と作業時間を守る。
11. 清掃当番は、確実に果たす。
(1) 都合の悪いときはクラス担任に届け、誰かに代わってもらう。
(2) 清掃直後、教室・廊下の戸締りに特に注意。
12. 放課後に教室を利用するときは、後の整理を確実にする。
(1) 補習授業・諸会議などで利用したとき。
(2) 黒板、机の配置、個人の持ち物、ごみ、教室・廊下の窓の戸締りなど。
13. 校舎の保全・美化、節約に心掛ける。
(1) 学級用品も含め、破損したり汚したりしたときは、直ちに届け出る。
(2) 普通教室以外での授業の際や放課後の節電に留意する。
(3) 冬季間のストーブ、ヒーターの取り扱いに十分留意する。
14. 服装・頭髪は常識的なものにする。
(1) 「服装の自由化宣言」の趣旨をよく理解し、柏高生にふさわしい、華美でない清潔なものを着用する。
(2) 化粧・パーマ・染毛・マニキュアをしたり、装飾品（ピアス・指輪・ネックレス等）を身につけた

りしてはならない。

(3) 着衣については以下を考慮する。

- ア 汚れや破れのない清潔なもの
- イ 動きやすく、不要な装飾のないもの
- ウ 極端な色彩や模様のないシンプルなもの
- エ 保護者等が承知しているもの

15. 履物について

(1) 通学時の履物は、草履・サンダルの類を使用してはならない。また、通学時の履物と校内履きとの併用を禁止する。

(2) 校内履きの靴は赤い紐を使用し、屋外（通学時・グラウンド等）で使用してはならない。

16. 金銭・貴重品の管理・保管は、個人ロッカーを活用するなどして確実にを行う。（特に教室移動時やクラブ活動時）

(1) 不要な金銭は持ってこない。

(2) 納金は早めに済ませる。

(3) 止むを得ず大金を持ってきたときは、クラス担任に必ず預ける。

(4) 金銭・所持品が紛失したときは、クラス担任に必ず届け出る。（「盗難・紛失届」）

17. 私物の整理に心掛ける。

(1) 所持品には必ず記名をし、ロッカー等に整理して置く。

(2) 不用品・遊び道具は持ってこない。

(3) 玄関の靴箱の上、ロッカーの上や後ろに物を置かない。

(4) 傘は、水をよく切って、廊下の所定の場所に置く。

(5) 更衣室使用の場合は、「整理」に努め、私物を置かない。

(6) クラブ活動の際は、各部が貴重品・更衣等についての責任を持つ。

18. 登下校について

(1) 登校に当たっては、時間に余裕を持たせ、交通安全に心掛ける。

(2) 下校後はなるべく早く帰宅する。行事・クラブ活動等で帰宅が遅くなる場合は、保護者等に連絡する。

(3) 公的な交通機関が正常に運行していない場合の留意点

ア 列車・バスの全く通る見込みのないことがはっきりした場合は、自宅学習とする。ただし、クラス担任にその事情を連絡する。

イ 列車・バスは正常に運行していないが、1~2時間後に通ることがはっきりしている場合は、待機して乗ってくる。ただし、帰りの列車・バスの運行が保証されていない場合は、自宅待機とする。いずれの場合もクラス担任に連絡する。

ウ 通常利用している公的な交通機関以外の手段（例えば、無許可のバイクや自転車等）によって無理な登校はしない。

第2章 校外生活の心得

1. 外出について

(1) 夜間の外出は、午後10時までとする。

(2) 友人宅などでの宿泊は、原則として禁止する。

2. アルバイトについて

(1) 原則として禁止する。

(2) 止むを得ずアルバイトを必要とするものは、保護者の同意を得て「アルバイト許可願」をクラス担任に提出する。学年・生徒指導部での協議の結果、許可することもある。

3. 出入り禁止の場所

(1) パチンコ店、麻雀荘、酒類を提供する店、その他成人を対象とした催し物が行われている場所。

4. 諸会合への参加について

(1) 校外の諸団体への参加は、クラス担任に届け出て了解を得る。社会から批判を受けるような団体・組織からの誘惑には負けず、勇気を持って行動する。

5. 選挙運動及び政治的活動について

(1) 関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行う。

第3章 長期休業中の心得

1. 休業中の計画は早めに立て、旅行などの届け出や学割・証明書等の請求は、休業に入る前に行う。

2. 休業中は自主的に生活設計を立て、学習のまとめや不得意教科の克服に心掛ける。また、読書をしたり身体の鍛錬や病気の治療をするなど、休業の善用に努める。

3. 休業中の登校について

(1) 課外授業・クラブ活動・図書館利用などの、許可された日以外に登校してはならない。登校した時は、後片付けをきちんとし、下校時間を守る。

(2) 証明書・学割などが急に必要になったときは、クラス担任に連絡し、事務室に申し出る。

(3) 休業中に事故などが発生したときは、即刻クラス担任に連絡して指導を受ける。

第4章 交通安全について

1. 運転免許の取得について

(1) 原動機付き自転車（50cc以下）について

ア どうしても必要な者に限り、保護者等と相談し、「原動機付き自転車免許取得の許可願」によって学校長の許可を得た上で受験する。

イ 免許取得試験のために欠席・欠課をしない。（長期休業中・休業日に受験する。）

ウ 免許を取得したら、「原動機付き自転車免許所有者カード」に記入し、クラス担任に届け出る。

(2) 自動車について

ア どうしても必要な者に限り、保護者等と相談し、3年次の大学入学共通テスト終了後に、「自動車運転免許取得の許可願」によって学校長の許可を得たうえで入校する。

イ 本校在学期間中は運転してはならない。

(3) 自動二輪車（50cc超）について

ア 自動二輪車の運転免許の取得は禁止とする。

2. 原動機付き自転車（50cc以下）の運転について

(1) 原動機付き自転車での登校は原則禁止とする。（長期休業中・休業日のいずれも不可。）ただし、自宅から最寄りの駅やバスの停留所まで、特別の事情（4キロメートル以上、急坂等）のある者については認めることがある。その場合はクラス担任・係と保護者等が相談をし、「原動機付き自転車利用の許可願」によって学校長の許可を得る。

ア ヘルメットの着用

イ 安全速度・法定速度の遵守

ウ 一時停止の励行

エ 一方通行・右折禁止等の標識確認と遵守

オ 夕暮れ時の早期点灯

カ 二人乗り・遠乗り・夜間運転の禁止

(2) 原動機付き自転車の貸し借りは禁止

3. 自転車利用について

(1) ルールを守り、安全運転に努める。

ア 左側通行の遵守

イ 傘さし・二人乗り・並列走行の禁止

ウ スマートフォン・携帯電話・イヤフォン等を使用するの運転禁止

エ 一時停止・正しい右折・施錠の励行

オ ヘルメット着用の奨励

カ 自転車保険への加入

(2) 自転車通学を許可された者は、交付されたステッカーを見やすい場所に貼り、指定された駐輪場に整頓して置く。

(3) 無許可通学は禁止する。

8. 年間行事予定

学期	月	行 事
1	4	学年始休業 入学式 身体計測 諸検診 創立記念日（4／20）
	5	中間考査 P T A総会 教育実習
	6	（教育実習） 体育祭 期末考査
	7	S S Hスーパーイノベーション講演会 米山登山 課外授業 親友会役員選挙 夏季休業
2	8	夏季休業 課外授業
	9	文化祭 中間考査
	10	2年修学旅行
	11	（文化行事）期末考査
	12	冬季休業
3	1	冬季休業 1年スキー教室
	2	S S H課題研究発表会 学年末考査 スポーツ大会
	3	生徒大会 卒業式 学年末休業

※変更する場合あり。

9. 校 時 表

生徒登校	8:20
朝学習	8:20 ～ 8:30
S H R	8:30 ～ 8:35
1 限	8:40 ～ 9:35
2 限	9:45 ～ 10:40
3 限	10:50 ～ 11:45
昼食・休憩	11:45 ～ 12:30
4 限	12:30 ～ 13:25
5 限	13:35 ～ 14:30
6 限	14:40 ～ 15:35
清 掃	15:35 ～
退 校	18:45

10. 親友会規則

第1章 総則

第1条 本会は柏崎高等学校親友会という。

第2条 本会は在校生全員で組織し、職員を顧問とする。

第3条 本会は次の事を目的とする。

- 1 共同生活における自主的な生活の実行につとめる。
- 2 生徒生活の文化的活動を行う。
- 3 個人の趣味と教養を豊かにし、個性の伸張を目指す。

第2章 組織と役員

第4条 会長、副会長

本会は会長1名、副会長2名を置く。但し副会長は2年より1名、1年より1名とする。会長は会務を統べ、副会長はこれをたすける。選出方法は細則に定める。

第5条 生徒大会

生徒大会は本会の最高議決機関である。生徒大会は全会員の20分の1以上の要求のあった時、又は会長が必要と認めた時に会長が招集する。第1回生徒大会は年度開始後2週間以内にもつ。生徒大会によって議決された事柄は学校長の承認を経て実施される。

第6条

総務委員会は、生徒大会に次ぐ議決機関とする。各ルームより2名ずつ選出された委員により構成される。委員長1名、副委員長1名を置く。親友会の様々な活動に参加し、企画、風紀、生徒大会の原案審議その他を行う。親友会のクラブ活動を奨励し、評価する。部解散報告書、同好会新設書、同好会から部への昇格申込書、同好会解散報告書の受理を行う。

第7条 執行部

正副会長及び10人前後の事務役員によって構成される。予算案の審議及び決算の監査その他を行う。

第9条 保健美化委員会

各ルームより2名ずつ選出された委員により構成される。委員長1名、副委員長1名を置く。校内の美化保健衛生に関する事を行う。

第10条 体育委員会

各ルームより4名ずつ選出された委員により構成される。委員長1名、副委員長1名を置く。会員の体育、及び体育行事に関する事を行う。

第11条 図書委員会

各ルームより2名ずつ選出された委員により構成される。委員長1名、副委員長1名を置く。図書館、その他学芸に関する事を行う。

第12条 広報委員会

各ルームより2名ずつ選出された委員により構成される。委員長1名、副委員長1名を置く。新聞、放送、その他広報に関する事を行う。

第13条 応援委員会

各ルームより1名以上選出された委員により構成される。壮行式及び応援に関する事を行う。

第14条 文化祭実行委員会

各ルームより原則として、各2名ずつ選出された委員により構成される。委員長1名、副委員長1名を置

く。文化祭に関する事を行う。

第15条 学芸部及び運動部

本会内に第3条の目的を達成する一助として、学芸・運動の各部を設ける。その種類は会員の総意により細則に定める。

第16条 予算会議の際は、会長、副会長、各委員会代表2名及び、各部、各同好会2名ずつの合同会議をもつ。

第17条 会長・副会長・各種委員会及び役員に対して選出母体の3分の1以上の要求のあった時、リコールが成立する。

第18条 会長、副会長の任期は1ヶ年とし、委員の任期は1・2年は1ヶ年、3年は2学期間とする。

第19条 改選期日は会長・副会長は7月上旬以降とし、その他はその年度中とする。

第3章 特別委員会

第20条 校内生活委員会（週番）

校内生活の運営と改善とを目的とし、他の委員会に属さない一切の事を行う。任期及び構成は細則に定める。

第21条 選挙管理委員会

会長・副会長選挙に関する事を行う。構成や選挙に関することは細則に定める。

第4章 会 計

第22条 会計及び入会金は細則に定める。

第23条 各部は定められた予算において経費を賄い、それ以上はそれぞれの責任で処理する。

第5章 附 則

第24条 会則の改正は全会員の20分の1以上の要求があった時、又は、規約委員会が必要と認めた時、総務委員会審議の上、生徒大会で討議決定する。

第25条 本会則は全会員の3分の2以上の賛成があったとき改正できる。

第26条 本会則は2013年4月1日より実施される。

1 1. 親友会規則細則

第1章 生徒大会

- 第1条 生徒大会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし必要のない一つの学年は除くことができる。この場合、残り全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第2条 議長団は常任として2名をもって構成する。
- 第3条 議長は総務委員会において総務委員を除く全会員中より選び、生徒大会の承認をうける。
- 第4条 議長の任期は1ヶ年とし、改選は委員会の役員改選と同時に行う。
- 第5条 生徒大会の運営は議事規則による。議事規則は別に定める。
- 第6条 議決は選挙による。ただし議長が必要と認めた場合及び主席委員の3分の2以上の要求があった場合は投票による。共に過半数の賛成を必要とする。
- 第7条 生徒大会の議事内容
- 1 会則改正
 - 2 予算・決算の承認
 - 3 総務委員会が必要と認めた議案（重要事項）の審議、議決

第2章 総務委員会

- 第1条 議事内容
- 1 細則改正
 - 2 執行部提案の審議、議決
 - 3 H・R提案の議案の審議、議決
 - 4 生徒大会提出議案の原案、審議
- 第2条 本細則の改正は、出席者の3分の2以上の賛成と必要とする。その他の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第3章 クラブ活動

- 第1条 本会のクラブ活動は、本細則に定められた部・同好会によって行われる本総則第3条に則った活動をいう。
- 第2条 次の条件を満たす団体のみ部・同好会として認める。
- 1 各クラブ活動を実施するにあたって必要最小限度の人数を有する団体であること。
 - 2 本校職員の顧問が職員間で承知の上でいること。
 - 3 他のクラブ活動及び他の活動との同意、職員間の承知の上で、活動の場が確保されていること。
- 第3条 学芸部として次の10の部を置く。英語、演劇、美術工芸、書道、生物、文芸、写真、吹奏楽、家庭、フォーカロック
- 第4条 運動部として次の13の部を置く。サッカー、水泳競技、山岳、ソフトテニス、卓球、バレーボール、野球、陸上競技、バスケットボール、ハンドボール、バドミントン、テニス、弓道
- 第5条 今年度、同好会は置かない。
- 第6条 部の廃止について
- 1 廃止基準
 - (1) 細則第3章第1条の条件を満たしていない場合。
 - (2) 10月1日段階で、1・2年生の部員が存在しない場合は、その日より1年間の休部期間を置く。なお、3年生の活動と予算の執行には適用されない。1年間の休部期間を経たのちも、部員が確保されない場合は自動的に廃部の対象となる。
 - (3) 上記基準を問わず、総務委員会に部解散報告書が提出されたとき、廃部の対象となる。

第7条 同好会の新設、部への昇格、廃止について

1 新設基準

- (1) 細則第3章第1条及び第2条の条件をみたすこと。
- (2) 会の目的・組織・活動計画等が明確であり、会員が部活動及び同好会に所属しない複数学年の2名以上で構成されていること。
- (3) 同好会新設申込書が総務委員会に提出され、総務委員会審議の上、上記基準を満たすと認められた時承認される。

2 同好会から部への昇格基準

- (1) 部の目的・組織・活動計画・昇格理由・会員の意識が部の活動として奨励するに値していること。
- (2) 同好会から部への昇格申し込み書が総務委員会に提出され、同好会から上記基準の内容が十分に提示された中で、総務委員会の審議を経て生徒大会の審議の上、上記基準を満たすと認められた時、部として認める。

3 廃止基準

- (1) 細則第3章第1条及び第2条に満たない場合。
- (2) 総務委員会において活動状況が極めて不活発であると考えられた場合。
- (3) 上記(1)、(2)の条項に該当する場合、総務委員会において審議の上廃止の対象となる。
- (4) 10月1日段階で、1・2年生の会員が存在しない場合は、自動的に廃止の対象となる。
- (5) 上記基準を問わず、総務委員会に同好会解散報告書が提出されたとき、廃止の対象となる。

第8条 部の新設、廃止及び改名は親友会細則の変更を伴い、生徒大会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第4章 特別委員会

第1条 校内生活委員会（週番）細則は下の通りとする。

- 1 本細則は、親友会会則第3章第20条校内生活委員会（以下週番という）の規定に基づく、週番に関する細則を規定したものである。
- 2 週番は各クラスの生徒2名で構成し、1週間交代で生徒全員が担当する。
- 3 週番の主な任務、下記の通りとする。
 - (1) 教室内の整理整頓
 - (2) 黒板の清掃
 - (3) 窓の開閉
 - (4) 教室内の空調管理
 - (5) 学級日誌の記載
 - (6) 教室移動の際の戸締まり、照明の管理
 - (7) その他、クラス内で定めた役割等

第2条 選挙管理委員会は各クラスより1名ずつ選出し、最高学年中より委員長を1名互選する。選挙管理委員が立候補者となった場合は、欠員をただちに補充する。選挙事務の処理を行う。選挙管理委員は選挙活動を行うことができない。

第3条 校内生活委員は他の委員を兼ねてもよい。

第5章 会長・副会長選挙

第1条 選挙事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

第2条 選挙管理委員は次の事を行う。

- 1 選挙の公示

- 2 候補者の受付と発表
- 3 投票及び開票の立会人及び書記の指名
- 4 当選の確認と発表
- 5 投票前に立会演説会を実施する。
- 6 ポスターの掲示、応援演説、放送による演説を管理する。
- 7 その他選挙事務を行う。

第3条 選挙の期日及びその方法は、7月上旬以降に公示しなければならない。

第4条 選挙では、2年生より会長、副会長各1名、1年生より副会長を1名選出するものとする。選出の方法は、2年生より立候補した、または推薦された会長・副会長候補者、及び1年生より立候補した、または推薦された副会長候補者の中から全会員の投票により決められるものとする。

第5条 立候補届出締切日以内に候補者を推薦する時は本人の承認を経て、期日以内に選挙管理委員会に届けなければならない。

第6条 選挙は単記無記名1人1票とする。

第7条 会長・副会長は投票の最多数を得た者に決定する。但し、規定の用紙に規定の方法で記入された票をもって有効票とする。

第8条 投票総数の3分の1に満たない得票数で当選できない。

第9条 前条により定員に不足を生じた場合は得票順に2名を選んで、決選投票を行う。

第10条 立候補者が1名である場合は、信任投票を行う。この場合には、得票数の2分の1に満たない得票数で当選できない。

第11条 会長及び副会長の辞任は選挙管理委員会が辞表を受理し、生徒大会で承認を求める。

第12条 当選者が失格し、あるいは欠員を生じた時は補欠選挙を行う。補欠選挙の候補者は全会員より推薦される。補欠選挙は本選挙と同様に行われる。

第13条 期日以内に立候補者が1人もいない場合には、次の要領で候補者を選出する。

(1984年6月6日)

- 1 該当学年の各H・Rより3名の推薦委員を選出する。選出された推薦委員をもって立候補者推薦委員会を設ける。

この立候補者推薦委員会は、総務委員会の専門委員会とし2年生委員より委員長・副委員長各1名、1年生委員より副会長を1名選出する。

- 2 立候補者推薦委員会は、立候補者推薦委員会において十分話し合い、推薦者を挙げていく。この場合、第5条により、1年生の委員は1年生の副会長候補を、2年生の委員は会長と2年生の副会長の候補者を、それぞれにつき数名ずつ挙げるものとする。

また、被推薦者は原則として立候補者推薦委員以外の会員の中から挙げるものとするが、立候補者推薦委員が被推薦者に挙げられてもよい。

- 3 以上により挙げられた推薦者には、立候補者推薦委員が説得にあたる。このとき、他の会員の協力を得てもよい。

第6章 会 計

第1条 会費は年度末の生徒大会において翌年度分を決定する。

第2条 入会金は2,000円とする。

第3条 予算の分配は予算委員が原案を作成し、顧問部長会議の審議を経て生徒大会の3分の2以上の賛成により成立し、3分の2以上の賛成のない場合は再審議を要する。

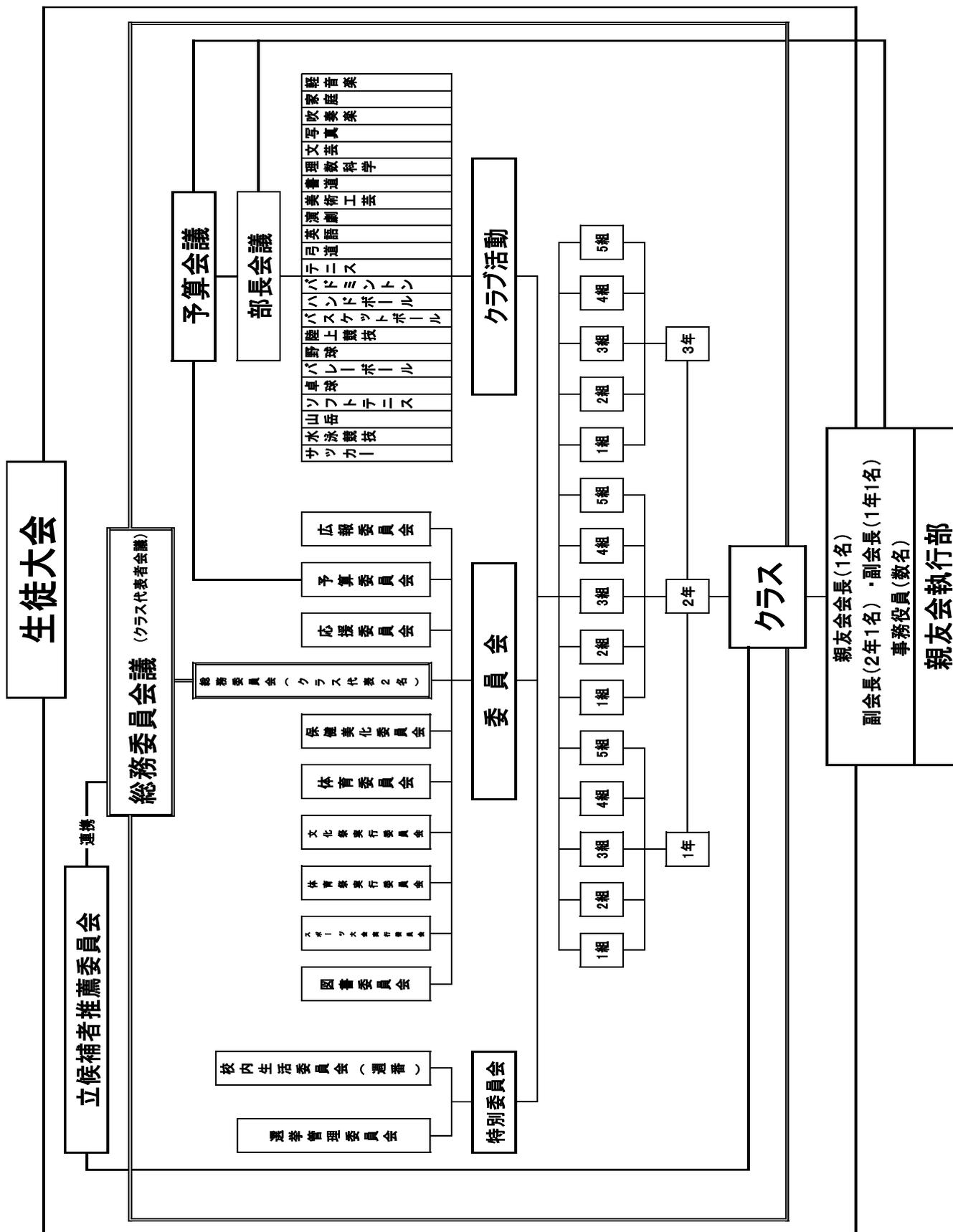
第7章 附 則

第1条 本細則の改正は総務委員会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第2条 本細則は2018年4月9日より実施される。

2021年 第5章一部改正

2022年 第4章一部改正



12. 親友会会議議事規則

本親友会議は原則として次の議事規則によるものとする。

第1章 生徒大会

第1条 議事進行順序は次の通りとする。

- 1 議長による開会宣言
- 2 原案提出
- 3 議長による原案復唱
- 4 原案に関する質疑応答及び討議、修正
- 5 修正案、原案に関する採決
- 6 採決結果の発表
- 7 議長による閉会宣言

第2章 動議とその処理

第2条 会員の動機は可決、修正、否決、留保の結果に至るまでは次の順序による。

- 1 会員の発言承認「議長」と呼び挙手する。
- 2 議長の発言承認
- 3 動議提出「何年何組の誰」又は「何々部の誰」といい提出。

第3章 動議支持

第3条 動議は1人以上の支持がなければ取り上げない。但し「賛成」「提案賛成」は発言許可しない。

第4条 次の場合に限り動議の支持は不要とする。

- 1 議事変更
- 2 異議申立
- 3 動議撤回

第4章 動議復唱

第5条 提案者の他1名以上の支持があれば動議は正式にとり上げられ討議に附せられる。

第6条 議長は復唱して全会員につげる。

第7条 議長は復唱して全会員に徹底させるが、なお不十分の時は、提案者に説明を求めてもよい。

第5章 質疑応答

第8条 討議に先立ち質問を許す。

第9条 質問に対する答弁は原則として提案者が行うが、議長が答えてもよい。

第6章 修正動議

第10条 原案の趣旨には大体賛成であっても動議の形式が表現を一部変更する時は修正動議を出す。

第11条 修正案には次の形式がある。

- 1 削除
- 2 追加又は挿入
- 3 削除挿入

第7章 討 議

第12条 質問がなかったら原案につき検討する。

第13条 発言はすべて議長に向かってなされなければならない。

第14条 討議打切は先決動議のあった時、表決によって決める。

第15条 次の場合に限り討論を必要としない。

- 1 休憩動議
- 2 次会の日取りを決める動議
- 3 議事変更
- 4 抗 告
- 5 異議申立
- 6 上程反対
- 7 動議撤回
- 8 発言がなく討論又は修正の必要のない場合

第8章 採 決

第16条 十分討議され意見がなくなったら採決に移る。

第17条 採決を要求する動議に出席会員の3分の2以上の賛成があったら採決に移ることができる。

第18条 採決の順序

- 1 議長により表決事項復唱
- 2 修正案から先に原案は後の順で採決する。
- 3 賛成を先に反対を後から数える。

第19条 採決の方法

採決は原則として挙手による。但し議長が必要と認めた場合、出席会員の3分の2以上の要求のあった場合は投票による。

第9章 採決発表

第20条 議長は案の賛否の結果を起立して、可決か、否決か、保留かを明確に発表する。

第10章 議長、副議長

第21条 議長は会員全体に公平なる発言を与えねばならない。

第22条 議長、副議長は次の場合を除き表決に加わらない。

- 1 投票による場合
- 2 賛否同数の場合
- 3 議長のとえが一票の差で敗れている場合

第23条 議長不信任案が上程されたら議長は副議長に席をゆずり、議事を代行させる。そして採決により3分の2以上の賛成があれば降壇しなければならない。

第24条 議長は自ら降壇したい場合は出席会員の3分の2以上の承認を必要とする。

第11章 附 則

第25条 提案者は原則として質疑応答以外発言できない。

第26条 親友会諸会議の動議は、原則として次の11種とする。

	討論	修正	採決	発言中提出
1 次会日取	不可	可	2 / 3	不可
2 閉 会	〃	不可	〃	〃
3 質 問	〃	〃	—	—
4 議事変更	〃	〃	2 / 3	可
5 抗 告	〃	〃	〃	〃
6 異議申立	〃	〃	—	〃
7 上程反対	〃	〃	2 / 3	〃
8 動議撤回	〃	〃	〃	不可
9 先決動議	〃	〃	2 / 3 2 / 3 討論打切	〃
10 制限延期	〃	可	2 / 3	〃
11 修 正	〃	〃	〃	〃

第27条 議事規則の改正は会員の3分の2以上の要求のあった時、又は総務委員会が必要と認めた時、総務委員会が起草し、生徒大会で討議決定する。

1 3. 服装自由化宣言

私達親友会員は、各人が共同体の一員としてここに生活し、その中であって、自己を十分に鍛えうる環境をつくり出す指針として、今まで私達の先輩自らの手によって成った諸々の規範および実際に発揮しているさまざまな規則を保持してきた。

これらは、私達共同体の自主的な活動に最大の尊厳と価値とが与えられるにあたって維持されてきた最低限の法であり、私達はこれらの多くのものについては、その必要性を深く認識している。またそのうちの不合理なものは本会70余年の流れの中に既に改廃されてきたはずであり、今私達の手に残されているものは、まさに自ら進んで遵守すべき初期の理想に根ざしたもののみであるべきである。

しかるに、私達は、その全てが個人の価値を尊び自主精神に満ちた心身を育成するという目的に奉仕する法であると認めることはできない。

そもそも制服制度は、服装の統制による精神の統一化、団結心の高揚、連帯感の育成等の期待を担うものであった。しかし、その一部の意図するところが実に不合理であり、且つまた、団体の結束を促そうとする目的もこの制度によって実現しえないことが明らかになった今、私達は何ら外的な統制によらぬ、私達自らの自主自立の精神に立脚して正当な初期の理想を達成することに努めねばならない。

私達はここで、今日まで無意味に存続してきた制服制度の非を悟るとともに、高校生としての要件を確認しなければならない。日常、真摯な態度をもって学校における同胞との諸活動に意欲的に取り組むことによって高校生たりうることを……。

嘗て与えられ、今や無価値と帰した制度から脱却しなければならないことは、もはや自明なことである。私達は、何の規制もない原初の状態からやがて自主自立の意識が芽ばえ、それが高校生としての自覚へと高まり、協調の意識へと成長し、しかる後に真の自由と、強制によらぬ新たな秩序とを有する団体が生まれるものと確信する。

私達は、過去数年間の慎重な討論を終え、このような考えに基づいて、48年1月の生徒大会において服装の自由化を決議した。今、ここに、その正当性を確認するとともに服装の自由化を正式に宣言する。

一、私達は、個人の自主的精神に最大の尊厳と価値とを与え、よってここに服装の自由化を宣言する。

一、私達は、自由な服装を着用する権利を得るとともに、その一切の責任を自ら負わなければならない。

この新たなる改革に、多少の障害は生ずるであろうが、私達はこの改革によって得た自由には、そして全ての自由についてもそうであるが、常に個人の確たる自覚と良識が期待されていることを忘れまい。私達は、今までより以上に高校生たることを自覚し、全力をあげて、かの理想を達成することを誓う。

昭和48年1月30日

柏崎高等学校親友会

(創立百周年記念誌『柏崎高等学校 回顧百年』より)

注

※昭和48年=1973年

※昭和48年1月24日 生徒大会で服装自由化を決議

同年1月30日 生徒大会で服装自由化宣言文の決議

同年12月1日 服装自由化実施

校舎配置図

